

## 建設工事に係る発注標準の取扱いについて

(令和3年8月27日)

広島高速道路公社建設工事競争入札取扱要綱（以下「要綱」という。）第7条に規定する発注標準について、次のとおり取扱いを行うこととします。

### 1 内容

令和3年7月及び8月に広島県内で発生した豪雨災害による復旧工事が実施されることに伴い、労働力や資機材等の調達環境の変化による一時的な需給のひっ迫が見込まれ、これにより、今後発注する建設工事では、競争入札での応札者がいないことによる入札中止等の増加が見込まれます。また、中国地方の他県も同様の状況であり、中国ブロック発注者協議会より各県に対し、円滑な工事発注を図るための事務連絡（令和3年8月17日付事務連絡）がなされています。

こうしたことから、要綱第7条別表における発注標準の客観点数及び発注工事の設計金額に基づく区分（以下「等級」という。）について、当該建設工事の属する等級に限定する必要性がなければ、等級ごとのバランスに配慮しつつ、複数の等級を入札参加資格の対象として設定できることとし、入札参加資格者の対象拡大による競争性の確保を図ることとします。

### 2 施行期日

当該通知日以降に公告する建設工事から適用します。

ただし、令和3・4年度建設工事競争入札参加資格認定期間が終了するまでの間とします。

以上